

平成30年10月9日

お客さま各位

株式会社 岩手銀行  
代表取締役頭取 田口幸雄

### 個人信用情報登録データの登録相違等に関するお知らせ

平成30年4月25日付「個人信用情報登録データの登録相違等に関するお詫びとご説明」において、信用情報機関に登録する個人信用情報の登録漏れまたは更新の未処理（以下、「登録相違等」といいます。）があったことをご報告しておりますが、詳細な件数につきましては、調査終了次第、あらためてお知らせすることとしておりました。

このたび、全調査が終了したことから登録相違等の総件数についてお知らせするとともに、その後の調査の結果、信用情報機関に登録すべきお客さまの個人信用情報の登録漏れが特定の融資商品において新たに判明したことを、あわせてご報告いたします。

当行といたしましては、このような事態を招いたことを重ねてお詫び申し上げますとともに、グループ一丸となって本件の再発防止に真摯に取り組んでまいります。

※個人信用情報 …… 金融機関等が保有する個人を識別するための情報（氏名、住所、生年月日）や契約内容（債務残高、契約終了日ほか）等の情報

※信用情報機関 …… 個人信用情報を収集・管理し、加盟金融機関等に提供する団体（本件では、株式会社日本信用情報機構、株式会社シー・アイ・シーが該当します）

※信用情報機関への個人信用情報の登録ならびに信用情報機関からの加盟金融機関等への個人信用情報の提供は、お客さまの同意を得て行っております。

### 記

#### 1. 新たに判明した登録相違等の内容

キャッシュカード・クレジットカード一体型カード「I b e O n e +（アイ・ビー・ワン プラス）」にセットしている「自動融資サービス（極度額20万円）」をご契約の全てのお客さまにつきまして、信用情報機関（株式会社シー・アイ・シー）への「自動融資サービス（極度額20万円）」の登録漏れが判明いたしました。

※「I b e O n e +」を保有していても、「自動融資サービス」を契約していないお客さまは対象ではございません。

#### 2. 新たに判明した登録相違等の件数

21,845件

また、前回ご報告した登録相違等の件数12,998件と新たに判明した登録漏れ件数を合わせますと、登録相違等の総件数は計34,843件となります。

#### 3. 本件による影響

信用情報機関に登録している個人信用情報は、加盟金融機関等が融資審査業務等で利用します。そのため、登録相違等が生じていた期間中に融資のお申込みをされた場合、加盟金融機関等の融資判断に影響が生じた可能性があります。

なお、新たに登録漏れが判明したお客さまを含めまして、対象のお客さまの個人信用情報は全て正しい情報に登録または更新済みであり、今後のお取引に影響はございません。

#### 4. 再発防止策

個人信用情報の取扱いの重要性を再認識し、信用情報登録方法の見直しや定期的な登録内容の検証等、業務検証態勢の強化を図り再発防止を徹底してまいります。

#### 5. 本件に関するお問い合わせ窓口

**【お客さま専用 お問い合わせ窓口】**

フリーダイヤル 0120-064-626

受付時間 9:00～17:00（土日・祝日を除く）

以 上